

# 外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会

ニュースレター

第117号

2022年3月11日発行

〒160-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18 日本キリスト教会館 52号室 RAIK内

電話 (03) 3203-7575 FAX (03) 3202-4977 E-mail: raik@kccj.jp

郵便振替: 00190-4-119379 口座名称: 外キ協

ホームページ: <http://www.gaikikyo.jp>

## ●第36回全国協議会(2022年1月28日)●開会メッセージ

### 「お望みならば…」

《マルコによる福音書 1: 40~45》

秋山 徹

(外キ協共同代表/日本基督教団総幹事)

外キ協の第36回全国協議会を、この運動の責任を担って来られた全国の多くの教派のキリスト者と共に開くことができましたことを、感謝いたします。コロナ・パンデミックが今なお猖獗を極めてい

るので、今年の協議会もズーム会議となりました。それぞれの団体がこのコロナ禍にあってどのように自らの運営と活動を維持していくかに苦慮し、集中を強いられていますが、とりわけこの国で暮らす外国人、移民、難民の人びとに、さらに多くの重荷が課せられていることを思うとき、このような時こそ、ネットを介してでも、この協議会を持つことの意義は大きいと思います。

今回の協議会の主題は「コロナ後の移民社会と歴史的課題～未来世代へのメッセージ」で、プログラムには4つの開催目的が記されていますが、外キ協のこれまでの歩みを総括し、これからの課題と歩みを確認する大切な協議の時を持つことになっています。またこの協議会のあと、夕刻から「外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト者集会」も続けて開かれますので、外キ協の歩みにとって今日の協議会は歴史的な会議となります。

このような協議を始める前に、これまでこの協

議会のたびごとに特に大切にしてきたこと、まず共に聖書のみ言葉に聴き、共に主を礼拝する時を持ちたいと思います。

◇◆◇

マルコによる福音書 1章 40節以下の、重い皮膚病を患っている人を主イエスが癒された物語から、わたしたちの主イエス・キリストのみ思いとその働きについて、思いを深めましょう。

最初にお断りしなければなりません、今日のプログラムに記されている開会礼拝の聖書箇所この部分に、改定前の新共同訳聖書(日韓対訳)の言葉が記されています。新約聖書原典の“レプロス”という言葉が「らい病を患っている人」と訳されています。これは改訂されて「重い皮膚病」となり、さらに最も新しい聖書協会・共同訳聖書では「既定の病」となっています。この訳語にはさまざまな議論があることはご承知の通りで、この“レプロス”というギリシャ語、あるいは旧約聖書のツアラートというヘブライ語にしても、現在言われるところの“らい病”“ハンセン病”とは違う病像だということは、通説になっています。確認しないままで改定前のものが出てしまい、不快な思いをされた方がいるかと

思います。申し訳ありません。

ここでは、マルコによる福音書の歴史的・社会的な文脈で“レプロス”を患っている人がどのような状況に置かれていたかを思いめぐらすことのほうが、ここで起こった出来事が何であったかをより深く知ることになると思います。



「時は満ち、神の国は近づいた。悔い改めて福音を信じなさい」とガリラヤ湖のほとりで宣教の働きをはじめられた主イエスは、まさに神の国の到来を実現する事態として、汚れた霊を追い出され、多くの病人を癒され、「ガリラヤ中の会堂に行き、宣教し、悪霊を追い出された」（マルコ 1 : 39）と記され、主イエスの宣教の初めの時期の働きが記されています。その働きは、一人一人の病人や悪霊に悩まされる人びとの現実に向かい合い、癒しと解放、救いをもたらす働きでした。しかしまたそれは、その一人一人に起こった出来事であると共に、天と地を創造された神の子によって神の国が到来しているその現実を現わすものでした。そこには、永遠の神のご自身が造られたものに対するみ思い、解放と自由、回復と自由を与える愛が込められていることを、わたしたちは知るのです。

その中で、ここに記されているレプロスを患っている人の癒しの出来事が記されています。主イエスがなされた多くの癒しの御業を伝える福音書の記事の中でも、ここでこの人と主イエスの間で交わされた対話、出会いは特別のものがああります。この人は「イエスのところに来てひざまずいて願い、『御心ならば、わたしを清くすることがおできになります』と申し出るのです。聖書協会共同訳では「お望みなら」となっています。

とても不思議な頼み方ではありませんか。「もしあなたが望むなら」、「あなたはわたしにできる」、「あなたはわたしを清くすることが」と、主の前にひざまずいて懇願するその態度にしても、そこで願い出ている言葉にしても、主イエスの意志と行動にただひたすら全面的に依存している形になっています。

「わたしを癒してほしい」、「わたしを清くしてほしい」と、本来願うべきところで、自らの主体性を全く放棄したような形で、主イエスの望みに自らの問題を託しているのです。何と無責任な態度と、この行動を批判することもできそうです。しかし、このレプロスを患った人が、このようなかたちで主イエスの前にひざまずいて懇願するまでに、どのような

プロセスがこの人の中にあっただのかを思いめぐらすことのほうが大切だと思います。

まさに「既定の病」によって、癒しの道を断たれ、家からも社会からも、共に生きることからも断ち切られ、街の外に捨てられ、そして、神から呪われた者、汚れた者として生きること。この現実の中でどれほどの挫折、苦悩、絶望がこの人の思いと生活全体を襲ったことか。神と人、社会への言い知れぬ怒り、恨み、不信と呪いの暗い陰に覆われた日々があったに違いありません。習慣となった虚無と絶望の間が、その人生を覆う長い時を過ごしたことは容易に想像できます。その彼が、会堂に集う人びとの嫌悪と驚きの中に自らをさらしつつ、主イエスの前に歩み出てひざまずき、「あなたがお望みなら、わたしを清くすることが出来ます」と語る。ここに至るまでの道のりがどれほど遠いものであったかを想像することができます。あえてこのような主体性のない、無責任な願い方をするこのレプロスを患った人のこの行為には、逆に、驚くべき積極性、一途の思い、主に対する期待と信頼の激しさがあるのを見ることができます。

主イエスはこの人のこの願いを聞くと、「深く憐れんで、手を伸べてその人に触れ、『よろしい、清くなれ』と言われると、たちまち重い皮膚病は去り、その人は清くなった」と記されます。主が語られた言葉を直訳すると、「わたしは望む。清くされよ」です。

その前の、「深く憐れんで手を伸べてその人に触れ……」の、「深く憐れむ」という言葉は、よく知られているように“スプランクニソマイ”というギリシャ語で、“スプランクノン”内臓を表す言葉からの派生語です。内臓がよじれるほどの痛み、共感を表す言葉です。主イエスが5つのパンと2匹の魚で男だけで5千人を養われた時、「飼い主のない羊のような有様を深く憐れんだ」（マルコ 6 : 34）と語られた時、また、ナインという町のやもめの一人息子が死んで葬送の列に出会ったとき、主はこの母親を見て、憐れに思い「もう泣かなくてもよい」と言われて棺に手を触れられると、死人が起き上がったという記事がありますが、ここでも同じ言葉が使われています（ルカ 7 : 13）。

最近、「言葉が胸に突き刺さる」という言い方に出会うことが多くなりましたが、「スプランクニソマイ」は、言葉が突き刺さるというより、内臓全体・体全体が相手の苦しみに共鳴して痛む、蠢動するといっ

たニュアンスで捉えるべきでしょう。通りいっぺんの憐みや同情ではない、深い心の動きが表現されているのです。

つまり、レプロスを患っていたこの人が主の前にひざまずいて「あなたがお望みなら…」と願うとき、主はここに至るまでのその思いのすべてを受け止めて、「わたしはそれを望む」とお答えになったのです。確かに、主がそれを望まれたとき、「たちまち重い皮膚病は去りその人は清くなった」のです。

その後の、主イエスがこの人に取られた処置、主の命令に反して、大いに言い広めたことによって、主イエスの会堂での働きが制約され荒野へと宣教の場が変わっていったことを伝えています。人となられた神の御子がその言葉と業によって、神の国のありようを、このレプロスの男との出会いと癒しの出来事を通して世にあらわしておられます。



わたしは今回、開会説教を依頼されたときに、なぜかすぐにこの福音書のみ言葉、主イエスの癒しの場面が心に浮かびました。どうしてこの主イエスの癒しの場面が思い浮かんだのかを考えますと、外キ協が課題として取り組んでいる、外国人、移民や難民が神の前で持っている基本的な人権、自由、尊厳をこの国において確保し、正義と公平と愛によってもたらされる和解と平和を造り出す課題と働き、このことの大切さ、キリスト者が取り組むべき当然の務めであることは認識しているつもりですが、いつも何か後ろめたさを感じるからではないかと思いません。

指紋押捺をめぐる運動からこの外キ協の成立、運動の展開のさまざまな場面で、わたしも何らかのかかわりを持ってきました。わたし自身、前任の教会では、ときどき教会の礼拝に参加していたガーナの男性とかなり深いかかわりを持ち、この人がオーバーステイで捕まり強制送還されるまで、東京入管に何度か足を運んだりして日本の出入国管理法の実態に触れたこと、教会を中国語礼拝に開放したり、大洗で働くインドネシア人教会との間に宣教協約を結んだり、比較的この国におられる外国人の生活状況やその思いにかかわることが多かったと思えます。しかし、どの働きにしても中途半端な、一時的な、その場限りの関わりしかできていないことに対する後ろめたさと言ったらよいでしょうか。点の働きが線や面や構造につながって行かない、そのようなもどかしさと忸怩たる思いがいつも付きまといま

す。

日本基督教団の総幹事の立場から RAIK やマイノリティ宣教センターの理事、またこの外キ協の共同代表にくわえられて、圧倒的にこれまでよりも多くの確かな情報に触れ、内外を超えて問題の本質に向き合い熱心な働き人に会うことも多くなりましたが、自分自身ではどこか問題と向き合うことを後回しにする後ろめたさを感じるのです。

韓国人・朝鮮人に対するヘイト・スピーチの実態、昨年名古屋入管の収容施設でスリランカの女性ウィシュマ・サンダマリさんが病気を訴えて治療を望んだのに、これを拒んで死に至らしめたニュースなどを聞くにつれて、入管難民認定法をめぐる日本の法体制や、外国人移民・難民に対する国や日本人の排他的な言動と姿勢、ゼノフォビア、冷たさに心が凍る思いをしていますが、日本の教会もキリスト者も十分な働きができていないことを申し訳ない思いが募ります。しかし、その事態を変える有効な働きができないのです。これらの後ろめたさや申し訳のなさの根底に、自らのうちにある消し難い闇、病、罪があることに思い至ります。清く澄み切った心で寄留者の状況に向き合わない心、問題を他者のせいにして自分自身のように隣人を愛し、隣人と共に生きることへと心を向けさせないところがあるのに気づかされます。頑なな心があるのです。

このような思いを内に秘めながら、この外キ協の集まりのことを考える時、あのレプロスを患っていた人が主イエスと出会い癒された出来事が思い出されます。「あなたがお望みであれば、わたしは清くされます」「わたしはそれを望む。清くなれ」この短い対話の世界に導かれるのです。そこには深い憐みをもってこの人が御許に来るのを待っておられる主イエスがおられ、そこに引き寄せられるようにして長い心の旅をしてその足元にたどりついたレプロスを患っている一人の人がいます。そこには、主イエスに招かれたわたしたちの姿も映し出されているのを感じます。



話は変わりますが、昨年 2021 年 12 月 18 日、CCA (アジアキリスト教会協議会) では「国際移住者デー」(International Migrants Day) を、移住者のことを覚えて祈る日となっていました。その勧めの文書の中に「人間の移動性がひめている可能性につながること」(Harnessing the Potentiality of Human Mobility) の主題のもとに、今や、国を超えて移住す

る人の数が世界人口の3%を超えており、それぞれの国で経済、社会、文化の変革の重要な要因となっていることを指摘しながら、移住者が持っている積極的な意義と可能性があることを強調しています。母国を離れて移住することや、移住する人びとの知識や技術、経験、多面にわたる貢献によって、より強い、回復力を持った共同体の形成に役立つというのです。教会は、この人びとが人間としての尊厳性と安全で秩序を持った生活ができるように、それらの人びと、またそれを支える人びとの側に立つべきことを勧めています。

その中で、この文書は移民のことを、公同の教会との結びつきにおいて The “moving body of Christ”（動くキリストの体）と表現しているのを、興味深く読みました。キリストは確かに移住者と共におられ、その生活の深みにまで立ち至って、喜び

者と共に喜び、泣く者と共に泣いておられると思います。まさにそこにキリストの moving body がある、まさにその通りです。

だとすれば、「あなたが望めば、わたしは清くされます」と身を投じれば、「わたしはそれを望む。清くされよ」との出会いを、移住者との出会いの場でも味わうことが出来ることとなります。それは、一人一人の出会い、教会が経験する出会い、またそれと共に、神の国の出現の出来事でもあるのです。移住者のことを覚え、その尊厳と自由と安全を確保するための戦いは、日々わたしたちが主の祈りを祈り、「御国を来たらせたまえ」と祈ることを、実現に至らせるささやかな営みであることを覚えたいと思います。深い憐みと共に「わたしは望む」と語られる主との出会いに導かれる者でありたいと思います。

#### ◆2022年／第36回「外国人住民基本法」の制定を求める全国キリスト者集会宣言◆

### 「動くキリストのからだ」として

私たち「外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会」（外キ協）は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミックの終息が見えない中、2022年1月28日に第36回全国協議会を昨年引き続きオンラインで開催しました。「コロナ禍／コロナ後の移民社会の歴史的課題～未来世代へのメッセージ～」という主題のもとに、各地外キ連および外キ協加盟各教派・団体の代表者ら45名が参加し、外キ協運動のこれまでの歩みを共有し、現状の課題とこれからの取り組みについて協議しました。パンデミックの影響が社会的弱者としての在日外国人の生活に深刻な打撃を与えていること、入管収容施設での非人道的な取り扱いが未だに改善されていないこと、そして、聖書のことば、とりわけマルコ福音書から示される今日の教会の宣教課題について分かち合いました。

また全国協議会に先立ち、1月8日「国際人権法と外国人住民の人権」、14日「外国にルーツをもつ子どもたちの現在」、21日「移民社会のジェンダーと貧困」の3回にわたって各回約40名の参加者と共にオンラインによる公開講座がおこなわれ、現在のコロナ禍の日本社会の中で在日外国人が置かれている厳しい状況について、また日本社会が直面している問題について共に学ぶ機会を持ちました。

1980年代の指紋捺捺拒否運動に際してキリスト教会の世界的なネットワークを通して支援と連帯がなされる中、日本における全国的なエキュメニカル運動の具体化として1987年1月に外キ協は結成されました。1993年に外登法が改定され永住者・特別永住者は指紋免除となりますが、外キ協は1998年、すべての在日外国人の人権が守られることが「教会の宣教課題」であることを確認し、「外国人住民基本法」を作成し、その制定を求めてきました。—昨年（2020年）は、コロナ感染拡大によって苦境におちいっている難民申請者や超過滞在者に対する緊急支援、昨年（2021年）は入管難民法の改悪阻止の闘いに、市民団体と共に取り組みました。そうした取り組みを通して、今日における在日外国人の人権問題は、過去の植民地支配の歴史責任と切り離すことが出来ないという視点を共有してきました。

今回の協議会では、現在の日本社会の問題を知り、外キ協の歩みを分かち合うことを通して、一人一人の命と尊厳が守られる社会の実現にむけて、外キ協運動が担うべき使命をあらためて確認しました。日本各地でのエキ

ユメニカルな協力と世界の教会との連帯を通じて、それぞれの教会の福音宣教の課題としてそれぞれの地域での在日外国人の人権の確立に取り組むこと、そしてその使命を共に担う恵みと喜びを伝えていくことの重要性を共有しました。

パンデミックの終息が見えない中、日本の各地で社会的な弱者の存在が切り捨てられていくことが起こっています。今こそ、すべての人の命と尊厳、そして人権が守られる新しい社会を実現してゆくことが喫緊の課題となっています。そしてそのことは、私たちがめざしている多民族・多文化共生社会を実現してゆくことと切り離すことはできません。そのために私たちはこれからも、日本・韓国・在日教会の共同作業を通して、歴史に向き合い、真実と和解に向けた対話を進めてゆきます。また、引き続き「ふくしま」において、外国人被災者とその子どもたちとの共同プログラムを継続していきます。さらに世界のキリスト教会と、またさまざまな市民団体と協力しながら、難民申請者・超過滞在者への生活支援に取り組みつつ、地方自治体に対する「人種差別撤廃基本条例」の制定、国に対する「外国人住民基本法」ならびに「人種差別撤廃基本法」の制定を求める取り組みを私たちは続けていきます。

私たちは今日、オンライン・ネットワークを通して「第36回『外国人住民基本法』の制定を求める全国キリスト者集会」を開催し、現在の課題とともに未来への希望を分かち合いました。キリストは、すべての命を守られ尊ばれるべき存在とし、抑圧から自由と解放へと導いていることを聖書は語ります。キリストが私たちと共に歩んでおられることを希望とし、さまざまなネットワークを活用しつつ移住者とともに「動くキリストのからだ」となり、託された福音宣教の使命を担うことを私たちは決意します。

2022年1月28日

第36回「外国人住民基本法」の制定を求める全国キリスト者集会 参加者一同  
外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会

### ●韓国教会からの連帯メッセージ●

李 鴻 政 (Lee.Hongjung / 韓国基督教教会協議会総務)

新型コロナウイルス感染症と気候・生態系の破壊による命の危機の時代に、第36回全国キリスト者集会を開催し、平和と共生のために労しておられる皆さんの上に神の恵みがありますよう、お祈りいたします。

2022年は、単にコロナ以前への回帰ではなく、現代文明がもつ反生命的目標を果敢に修正し反省しながら、根本的に新しい日常を創り出していく重要な時期だと思います。このようなときに、命あるすべての存在を尊重し、社会的弱者とマイノリティを歓迎し、平和のうちに共存する社会を築くための教会の役割を模索する皆さんの貴重な歩みに感謝し、連帯の意を込めて拍手を送ります。

2024年に創立100周年を迎える韓国基督教教会協議会(NCCK)も、これまでの100年に対する省察と共に、新しい100年に向けた変化を模索しているところです。前会期に引き続き、「新しい戒めの道を歩みなさい」という主の命令に従って、3つ

の核心主題事業を進めていこうと思っています。

まず、気候危機非常行動を起こしていきます。私たちは向こう10年を、気候危機克服のための最後のチャンスだと告白し、国内外教会および市民社会と緊密に連携しながら、創造世界を共滅の道へと追い込んでいる気候危機を乗り越え、創造秩序保全の道へと歩み出すために尽力していきます。

加えて、朝鮮半島終戦平和運動を積極的に進めていきます。平和を愛する世界市民と共に朝鮮半島終戦宣言と平和体制構築を求める1億人署名運動を進め、NCCK創立100周年である2024年と光復80周年を迎える2025年を契機として、南と北だけでなく、世界の宗教・市民社会と共に平和行動を積極的に展開していこうと思います。

また、2024年に予定されているNCCK100周年を記念するためのさまざまな事業を進めていきます。単に過ぎた歴史を記念するところに留まらず、韓国キリスト教の一致と連帯、社会宣教の神学的意

味と歴史的成果を反芻し、これを基盤とした正義と平和、命の新しい100年に備える祝祭と熟議の場となるよう、最善を尽くしていきます。

これらのプロセスのために、日本の教会とキリスト者の皆さんの関心と祈りをお願いいたします。痛みを共有する日韓教会が、私たちの中に蔓延する不平等と差別、感染症と気候危機によってもた

らされた危機を退け、正義、平和、命の道を行んでいく同伴者であり続けることを切に願います。

いま一度、困難な時期に開かれる第36回外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト者集会を心からお祝いし、応援いたします。顔を合わせて交流できるその日を待ちつつ、主の平和がいつも皆さんと共にあることを祈ります。

## 「外国人住民基本法」全国キャンペーン2021年 教会連続セミナー（オンライン）報告

### 第4回◆2021年10月26日

講師：師岡康子さん（弁護士）

「人種差別撤廃法と撤廃条例の現在と課題」

【主催】外キ協／神奈川外キ連／

関西代表者会議／関西外キ連

今回のセミナーは4団体が主催し、68名のオンライン参加者によってセミナーが開催され、師岡弁護士より「人種差別撤廃法と撤廃条例の現在と課題」というテーマで約1時間の講演をしていただいた。

人種差別を根源的に防ぐためには、人種差別が差別であることを明確に定義づける人種差別撤廃法が必ず必要であること、その制定を日本政府は幾度も国連から勧告を受けつつも「日本国内にはそれほど多くの人種差別はない」という開き直りの対応をしている現実と経過についてわかりやすく説明してくださった。さらに東京弁護士会が出している「人種差別撤廃モデル条例案」と川崎市が制定した条例の説明がその経緯を含めて平易にお話しされた。学ぶことの多い講演であった。

師岡弁護士に対する質問として、「当然の法理」についてのものがあつた。講演者がそれについての説明があつたところで時間切れとなつたが、報告者としてはその続きである「当然の法理」という論理を乗り越えてゆくための理論武装が聞きたかつたという思いです。

●李根秀（関西外キ連）

### 第5回◆2021年11月9日

講師：旗手 明さん（自由人権協会理事）

「技能実習生の現在と今後の移民政策の課題」

【主催】外キ協／NCC 在日外国人の人権委員会／

NCC 都市農村宣教委員会

今回のオンラインセミナーには全国各地から69名が参加しました。

国立社会保障・人口問題研究所の推計（2017年）によると、日本の人口は2065年には3901万人（年平均78.0万人）も減少する見込みだそうです。

人口減少による労働力不足に対応するために創設されたのが外国人技能実習制度です。技能実習制度は1993年に始まり、2009年に「技能実習」という在留資格が創設、2017年に技能実習法が施行、2018年には「特定技能」も創設されました。それだけ日本が外国人労働者を必要としているということだと言えるでしょう。

技能実習生はこの8年間で急増しました（2021年はコロナ禍で減少）。在留外国人の在留資格別では永住者の次に技能実習生が来ており、特別永住者よりも増えています。技能実習生の国籍はベトナムが圧倒的に多いです。かつては中国が多かったのですが、中国国内の賃金上昇により日本で働くメリットがなくなり、減少しました。ベトナムの賃金が増えればベトナムからも技能実習生が来なくなることも想定されます。日本の賃金推移は右肩下がり、外国人労働者に頼るのも限度があるでしょう。

技能実習生の賃金は平均16万円と最低ラインで働いています。残業代が400円だったり、月最長160時間も時間外労働をさせたり、事故があつても労災扱いにしないなど、労働法違反が相次いでおり、強制労働、債務労働だという国際的な批判が集中しています。厚労省も人身取引に関する新たな通達を2021年2月に出しました。ILO強制労働の廃止に関する条約の批准も見込まれています。しかし現状はあまり変わっておらず、休業中の賃金不払いなどの相談が相次いでいます。

技能実習制度の問題点は、送出側（送出し機関）と受入側（監理団体）のあっせん機関の存在です。実習生は多額の債務（100万～200万円）を払って日本に来ますので、何か問題があつてもあまりものを言えない構造となっています。転職の自由がなく、低賃金で働き、私生活上の制約（妊娠等の禁止）を受け、パワハラ・セクハラなどの暴力も受けています。抗議をすると強制帰国となり違約金を払わされることもあります。監理団体によって講習などもバ

ラバラです。また帰国後の仕事に結びついていないという問題も指摘されています。

コロナ禍により、技能実習生は減少しています。帰国困難な技能実習生には特定活動という手当がなされました。受け入れている企業側も新しい実習生が入ってくるまで延長して働かせたいのでしょう。新たに実習生が入ってこなければ持続できないローテーション政策は人流の制約に脆弱です。コロナで航空機の便数が減り、航空券代も上がりました。本来は監理団体が帰国費用を全額出さなければならぬのですが、通常5～6万円だったチケット代が20万円になって、「5万円は出すから差額は出せ」という監理団体もありました。それでも帰国したいという「じゃあ自腹で帰れ」と言われたケースもあります。帰国してからも2週間ほど自己隔離しなければならず、その費用も実習生本人持ちで十数万円かかってしまいますので、実習を終えても帰国できない実習生が増えています。

旗手さんは、このような深刻な人権侵害が起きている現状を報告され、人権保護のインフラ整備と移民政策の転換を提起されました。

●佐藤飛文 (NCC 在日外国人の人権委員会)

**第6回◆2021年11月30日**

**講師：難波 満さん (全国難民弁護団連絡会議)**

**「日本の難民の現状と政策の課題  
—難民保護法を求めて—**

**【主催】外キ協／難キ連**

連続セミナー最終回には、全国から48名が参加した。パワーポイントを用いて話した難波弁護士は、まず、日本の難民認定の現状について言及した。2020年の難民申請者3,936人のうち、認定を受けたのはわずか47人、認定率は「先進国」最低の1.2%である(2013～19年期の認定率はさらに低く、0.1～0.4%だった)。

統計を見るだけではわからない、難民申請・認定制度の問題点を説明するため、難波氏は、2009年に成田で難民申請をしたアンゴラ国籍の反政府活動家と、2007年に申請をしたイラン国籍のキリスト教への改宗者、二人の例を紹介した。いずれも、入管インタビューでの供述を母国の情勢に照らせば、母国では身の安全が危ぶまれることがわかるケースであったが、難民申請は当初認められなかった。幸い支援者の助けを得られたこの二人は、長い年月と裁判を経て難民認定を受けるに至ったが、その過程で彼らは多くの屈辱や不安、苦しみを負わされた。一方、この二人と同様に難民と認めらるべき多くの人たちが、母国に帰ることも、日本で難民認定を受

けることもできず、絶望の果てに第三国に送り出される現状があることも知らされた。

次に難波氏は、日本の難民認定制度の問題点について語った。まず、あげられたのが、「制度化された<疑い>の文化」である。難民申請者は、「保護」を受けるべきヒトとしてではなく、「出入国管理」されるべきモノとして扱われるため、難民審査官は、入国審査官から指名され、出身国情勢や人権保護に関する専門性に乏しいのが現状だ。また、手続き上の権利や透明性も、不十分であり、通訳人の能力と適正の問題もこれまでに指摘されてきた。次に、「不服申立制度の形骸化」の問題だ。不服審査の参与員選考の透明性の問題や、審査請求数の増加による影響として、事件の滞留と長期化および審査の「希薄化」が指摘されている。第三者機関としての独立性についても、不服審査の事務局を入国管理局が所管していること、参与員の意見が法的拘束力を持たないことなどがその独立性を妨げている。このほか、「期限のない収容」、「在留資格のない者の困窮と、社会からの排除」の問題についても言及した。

次に難波氏は、上に記した4つのカテゴリーの問題点に應える制度改善案を、「あるべき難民保護法」として提示した。「制度化された疑いの文化」に應えるのは、「専門性のある審査の体制・実務の確立」。具体的には、専門性を有する「難民保護官」の設置、内閣府の外局としての「難民保護庁」の設置、国連の基準やモニタリングの導入、審査に関わる個人情報を除いた情報の公開や、当事者への開示、インタビューの録音、弁護士・支援者の立ち合いなど。改善の余地は広範に及ぶ。「不服申立制度の形骸化」に対しては、「独立性のある不服審査の体制の整備」。ここで勤めるのは、高い独立性と専門性を有する「難民保護審査会」の設置、法務省・外務省および難民保護庁からも独立・優位した不服審査機関の設置、難民・人権法の学識を有する委員の適正な任命などである。「期限のない収容」の問題については、「収容の司法審査」「収容期間の上限の設定」。身体拘束は裁判官による審査を導入する、収容の要件は逃亡の恐れがある場合に限定する、収容期間は極力短期とし、その上限は法律で定め、収容を延長する場合は裁判官の審査を求める、など。そして「在留資格のない者の困窮と、社会からの排除」に應えるものとして、「難民申請者の地位の安定と生活保障」。具体的には、すみやかに安定的な在留資格を難民申請者に付与し、複数回の申請をおこなった場合でも、

申請中に送還をしない。在留資格のない難民申請者には、就労を禁止せず、就労が可能であることを法律で規定し、在留資格がない者でも健康保険・生活保護などの行政サービスを受けられるようにする、などの改善案が示された。

「疑いの文化」・「形骸化」・「無制限」・「排除」を

克服し、難民保護の理念を実現する法と制度を築くには、まず、外国人・マイノリティの人権保障の確立が必要だろう、と述べて難波氏は話を終えた。

#### ●D.マツキントツシュ

(難民・移住労働者問題キリスト者連絡会)

## 外キ協 2021年(1月～12月)会計報告

<収入>		<支出>	
・前年度繰越	779,350	・1月全国集会経費	523,728
・賛同献金	1,264,000	・1月全国協議会経費	96,950
・全国集会献金	—	・7月全国運営委員会経費	—
・全国協議会参加費	—	・人件費	600,000
・特別献金	422,036	・事務費	373,634
・教派・団体分担金	660,000	・会議費	—
・全国キャンペーン協賛金	358,000	・通信費	216,446
・全国キャンペーン献金	75,000	・活動費	1,000
・国際シンポジウム参加費	12,000	・9月国際シンポジウム経費	50,825
・韓国歴史現場研修参加費	—	・韓国歴史現場研修経費	—
・雑収入	1,000	・全国キャンペーン経費	603,016
		・ニュース印刷製作費	121,864
		・資料購入	74,607
		・渉外費	104,106
		・振替手数料・雑費	17,987
		・次年度繰越金	787,223
<収入合計>	3,571,386	<支出合計>	3,571,386

◇2020年、21年と続いたコロナ感染拡大によって、全国集会と全国協議会、全国運営委員会、国際シンポジウムがすべてオンライン開催となったため、それらの諸経費が大幅に圧縮された。

◇その一方で、コロナ禍で窮地に追い込まれた難民申請者や超過滞在者への緊急支援、入管法改悪案阻止のたたかいのなかでの教会セミナーと連続講座の開催などに、多くの方々、多くの教会から多額の献金が寄せられた。感謝するばかりである。

## ◇外キ協は2022年…

- 外キ協は昨年2021年は、入管難民法改悪に対する反対運動、国際シンポジウムの開催、外国人住民基本法の制定を求める全国キャンペーンを全力で取り組んできました。とくに3～7月の「入管難民法を考える教会セミナー」全10回、9～11月の「外国人住民基本法の制定を求める全国キャンペーン」連続セミナー全6回を開催してきました。
- 今年1月28日、第36回全国協議会と全国集会をオンラインで開催し、コロナ感染拡大が収束しないなかであっても、下記のさまざまな取り組みに挑戦することを確認しました。

◇外国人住民基本法と人種差別撤廃基本法の実現を求める取り組み

◇難民保護法の制定と入管法改悪案阻止の取り組み

◇終息しない「コロナ危機下」にある外国人住民に対する支援

◇自治体要請の取り組み

◇日・韓・在日教会の共同作業

◇「福島移住女性支援ネットワーク」での取り組み

◇外キ協運動の裾野を広げる「外国人住民の現在を考える」連続講座と、

「日・韓・在日の歴史的現在を考える」連続講座の開催

…を、皆さんと一緒に進めていきます。